

「緑の東京10年プロジェクト」 の施策化状況

2008（平成20）年2月
東京都

目次

1 「緑の東京10年プロジェクト」全体像と施策化の状況	2
2 平成20年度のプロジェクト施策化状況	5
方針 都民・企業が主人公である「緑のムーブメント」の展開	5
(1)都民が大切に育てる緑	
(2)都民・企業の参加による緑の東京募金	
(3)民間事業者による自主的緑化の取組	
方針 街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実	12
(1)海の森の整備	
(2)街路樹の倍増	
(3)都市公園の整備	
(4)海上公園の整備	
(5)水辺の緑化	
(6)環境軸＝みどり豊かな都市空間のネットワーク	
方針 校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくり	18
(1)学校等の校庭芝生化の推進	
(2)校庭芝生化への普及・支援策	
方針 あらゆる工夫による緑の創出と保全	21
(1)あらゆる都市空間の緑化	
1)制度の強化・構築・普及	
2)既存建築物の屋上緑化	
3)都庁の率先行動	
(2)緑の保全	
1)市街地の緑の保全	
2)農地の保全	
3)丘陵地・森林の緑の保全	
(3)緑の仕組みづくり	

1 「緑の東京10年プロジェクト」全体像と施策化の状況

都は、平成18年12月に策定した「10年後の東京」において、『水と緑の回廊で包まれた、美しいまち東京を復活させる』ことを、今後10年間を展望した施策における第一の柱として掲げました。

この「10年後の東京」の策定を受け、東京の総力を投入して「緑施策」の一層の強化を図るため、19年1月に全庁横断型の戦略的組織である「緑の都市づくり推進本部」を設置し、「緑の東京10年プロジェクト」を推進していくこととしました。

19年6月には、「緑の東京10年プロジェクト」基本方針を策定し、緑あふれる東京の再生を目指して、今後取り組んでいく「緑施策」の基本的考え方や方向性などを示し、10年プロジェクトの具体化の取組を開始しました。

19年7月に、緑あふれる東京の再生に向けたムーブメントのスタートとして、海の森募金を先行実施し、10月には、海の森募金を統合し、緑の東京募金を開始いたしました。

その後、『「10年後の東京」への実行プログラム2008』の策定及び平成20年度予算編成を経て、今般、「緑の東京10年プロジェクト」の施策化状況を取りまとめました。

施策化されたプロジェクトは、この1年余の全庁的な検討の成果をまとめたものであり、予算化されている事業については、平成20年度予算額(案)を記載(原則として表示単位未満を四捨五入)しています。

「緑の東京10年プロジェクト」は、2016年東京オリンピックの開催理念である「人を育て、緑を守り、都市を躍動させるオリンピック」を具現化する重要な取組みの一つです。

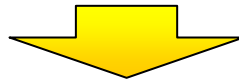
今後は、「緑の都市づくり推進本部」で、本プロジェクトの着実な実施について進行管理するとともに、新たな対策を含めて、本プロジェクトを毎年度、改定することにより、目標達成に向けた取組を加速していきます。

現状（平成 18 年度末）

- ・ 街路樹 48 万 6 千本
- ・ 公園 7,114ha
都市公園 5,177ha、海上公園 782ha、その他公園 1,155ha
- ・ 公立小中学校の校庭芝生化 53 校 7ha

「10 年後の東京」

- ・ 海の森の整備（概成）
- ・ 街路樹を 100 万本に倍増
- ・ 新たに 1,000ha の緑（サッカー場 1,500 面）の緑の創出
都市公園 300ha、都市空間のすきま 400ha
全公立小中学校の校庭芝生化 300ha
- ・ 緑のムーブメントを東京全体で展開



3 年後の到達目標

- ・ 海の森に 7 万本の植樹(13ha の基盤整備)
- ・ 街路樹を 48 万本の 1.5 倍 70 万本に増加
- ・ 新たに 360ha の緑（サッカー場 500 面）の緑を創出
都市公園 130ha、海上公園・水辺空間の緑化 30ha、
都市空間のすきま 140ha
校庭芝生化（公立小中学校 260 校 50ha、都立学校 7ha 程度
私立学校・幼稚園等 5ha 程度）



平成 20 年度の取組

- ・ 海の森に 0.9 万本の植樹(2ha の基盤整備)
- ・ 街路樹の植栽 4 万本
- ・ 都立公園 30ha 以上の開園、区市町村立公園の開園
- ・ 水辺空間等の緑化 3ha、海上公園の整備
- ・ 校庭芝生化(公立小中学校 75 校、都立学校 10 校程度、幼稚園 5 園、
保育所 2 所) など

**方針 都民・企業が主人公である
「緑のムーブメント」の展開**

(1) 都民が大切に育てる緑

マイ・ストリート・ツリー
メモリアルツリー
都民・企業等と協働した海の森公園の整備
地域を巻き込んだ芝生管理の展開
花粉の少ない森づくり運動の展開
緑のムーブメントに係わる普及啓発事業
都民との協働

(2) 都民・企業の参加による緑の東京募金

緑の東京募金
街路樹倍増のモデル事業による倍増イメージのPR

(3) 民間事業者による自主的緑化の取組

民間による自主的緑化の促進

**方針 街路樹の倍増などによる
緑のネットワークの充実**

(1) 海の森の出現

海の森公園の整備
浄水場発生土の有効利用の拡大
汚泥資源化の拡大

(2) 街路樹の倍増

街路樹の充実
臨港道路等における街路樹の充実
無電柱化の推進

(3) 都市公園の整備

緑のネットワークの拠点となる都市公園の着実な整備
障害者による地域緑化推進事業

(4) 海上公園の整備

海上公園の整備

(5) 水辺の緑化

魅力ある水辺空間の創出（水辺空間の緑化の推進）
緑の水辺空間ネットワークの創出

(6) 環境軸 = みどり豊かな都市空間のネットワーク

環境軸の形成

**方針 校庭芝生化を核とした
地域における緑の拠点づくり**

(1) 学校等の校庭芝生化の推進

公立小中学校運動場芝生化補助事業
都立学校の環境改善（芝生化）
私立学校緑化推進補助事業
公立幼稚園への芝生化の展開
認可保育所への芝生化の展開

(2) 校庭芝生化への普及・支援策

校庭グリーンキーパー登録・派遣、芝生リーダー養成事業
東京芝生応援団の結成、校庭芝生化に関する広報・普及啓発
芝草品種の研究、校庭芝生化技術に関する資料集等作成
地域と連携した校庭の芝生化の取組

方針 あらゆる工夫による緑の創出と保全

(1) あらゆる都市空間の緑化

1) 制度の強化・構築・普及

緑化計画書制度の強化
緑化計画書制度と公開空地等のみどりづくり指針との連携
緑地評価制度
「CO2削減」「緑化促進」に向けた都市開発諸制度の活用

2) 既存建築物の屋上緑化

既存建築物における屋上緑化の先導的モデル事業
都独自の政策的な税制の検討

3) 都庁の率先行動

未利用公有地の緑化
都立施設の緑化のガイドラインの策定
都税事務所等の緑化
中防合同庁舎等の緑化
東京都監察医務院における省エネ・省コストの推進と環境に配慮した施設整備
子ども家庭総合センター（仮称）の緑化
健康危機管理センター（仮称）の緑化
都立児童福祉施設等の緑化
都立病院施設等の緑化
市場施設・敷地の緑化
港湾区域における緑の拡充
荒川線沿線の緑化
水道局施設の屋上等緑化
水再生センター等施設内緑化の拡大
都立学校の環境改善（緑化）
警察署庁舎の緑地スペースの確保
都営住宅の建替に併せた緑地の整備・景観施策等と連携した質の高い緑の創出

(2) 緑の保全

1) 市街地の緑の保全

自然保護条例に基づく開発許可制度の強化
都営住宅建替に伴う既存樹木の活用

2) 農地の保全

生産緑地地区指定の促進
身近な緑（生産緑地）の保全に寄与する小規模区画整理の推進
“東京の緑”地産地消プロジェクトの推進
緑を守る都市と農業の共生プロジェクトの推進

3) 丘陵地・森林の緑の保全

保全地域の指定促進
特別緑地保全地区の指定促進
東京都レンジャー制度の充実
「自然の力・東京」事業
森林の公益的機能を回復させる多摩の森林再生事業
花粉を削減し針広混交林化を促進する花粉対策事業
シカ被害地対策
スギ花粉発生源対策
多摩産材の利用拡大
保安林の適正管理
水道水源林の適正管理

(3) 緑の仕組みづくり

水と緑の回廊形成の仕組みづくり
みどりの総合的なデータベースの作成
緑の指標調査

あらゆる施策により、緑あふれる東京の再生へ

2 平成 20 年度のプロジェクト施策化状況

方針 都民・企業が主人公である「緑のムーブメント」の展開

東京を緑あふれるまちとして再生するためには、都民一人ひとりが主体的に、緑に関心を持ち、緑を育て、守っていくことが必要です。

また、緑あふれる東京の実現には、都民一人ひとりの努力はもとより、企業の力が欠かせません。都民や企業など社会のあらゆる主体が協働して緑の創出に取り組み、社会全体に緑のムーブメントを起こしていかなければなりません。

平成 20 年度は、都民・企業の意識を緑に向け、行動に結びつくよう、ボランティア活動や緑の東京募金への参加の働きかけ、普及啓発活動などの取組を実施いたします。

(1) 都民が大切に育てる緑

マイ・ストリート・ツリー（建設局）

一本一本の街路樹等に、寄附した方の名前などを記載するマイ・ストリート・ツリー事業を実施していく。（再掲 P13）

メモリアルツリー（環境局）

2 百万円

子どもの誕生や結婚、賀寿など、人生の喜びを緑に託す「メモリアルツリー」事業を都用地等で実施していく。

都民・企業等と協働した海の森公園の整備（港湾局）

多くの都民・企業・NPO等が参加する 2,000 人規模の植樹祭や、小学生・ボランティアによる苗木づくり、草刈や樹木の除・間伐、森の育成状況を確認するための自然観察会を実施し、あらゆる主体の協働による整備を進めていく。



森づくりのイメージ

地域を巻き込んだ芝生管理の展開（環境局）

企業、団体、NPOなどで構成する東京芝生応援団が校庭芝生化の拡大に向け、学校や地域とともに活動していく。（再掲 P20）

花粉の少ない森づくり運動の展開（産業労働局）

「花粉の少ない森づくり運動推進委員会」を中心に、都民・企業・NPOなどの支援による森づくりを進める。

（再掲 P29）



花粉の少ないスギの植樹

緑のムーブメントに係わる普及啓発事業（環境局）

38百万円

東京マラソン・東京国際アニメフェアなど各種イベントとのタイアップ、シンポジウム開催などを行い、多くの都民の参加を促す。

都民との協働（現在行われている取組事例）

緑のボランティア登録制度（環境局）都内全域

活動してみたい個人と、受け入れを希望する団体を登録し、情報の提供を行う。

登録者に対して、都が主催して体験実習なども行っている。平成18年度末現在715名、67団体が登録している。



緑のボランティア体験実習

緑のボランティア活動に関する指導者認定講習（環境局）

対象場所：都内全域

緑地保全や自然観察などの知識・技術を持ち、個人の方やボランティアグループなどの求めに応じて指導や助言を行える人材の育成を目的として、講習の実施、指導者の認定を行っている。平成18年度末現在561名を認定している。

海の森苗木づくりボランティア（港湾局）対象場所：海の森

海上公園の苗圃では参加した個人が、会社敷地や庭などでは企業や市民団体が、海の森植樹用の苗木づくりを行っている。

海の森剪定枝葉堆肥化事業（港湾局）対象場所：海の森

都内の公園や街路樹の剪定枝葉から、海の森の土づくりに使用する堆肥をつくる事業を民間団体と協働で実施し、無償で堆肥が海の森へ供給されている。

緑に関する都民との協働 対象箇所イメージ

場所

海辺

街

丘陵

山地

対象となる緑

海上公園

都市公園

河川

自然公園

街路樹

屋敷林

スギ・ヒノキ人工林

里山・雑木林

都民との協働施策

緑のボランティア登録制度

緑のボランティア活動に関する指導者認定講習

海の森

海の森苗木づくりボランティア

海の森

海の森剪定枝葉堆肥化事業

海上公園

海上公園ボランティア

都民との協働（花守さん等）

東京ふれあいロード・プログラム

都立公園ボランティア

自然と森林を守る大自然塾

都民との協働（都立公園予定地）

保全地域ボランティア

東京グリーンシップ・アクション

自然公園ボランティア

サポートレンジャー

多摩の森・大自然塾

わたしの森づくり事業

多摩川水源森林隊

海上公園ボランティア（港湾局）

対象場所：海上公園

海上公園の維持管理、美化清掃、自然観察教室等とおとした緑の環境保全啓発活動、海浜の清掃等を実施。平成19年4月現在、3団体、154名が登録している。



樹木の刈り込み

都民との協働（花守さん等）（建設局）対象場所：河川

川辺のテラスでの花壇作り、維持管理活動等を実施。平成18年度末現在、花守さん6団体ほかが活動している。



東京ふれあいロード・プログラム（建設局）対象場所：都道

道路の清掃や植栽の手入れなどの道路美化活動を、地域の住民や企業などの団体等と東京都が協力しあって実施。平成20年1月末現在、70団体、約1万5千人が登録している。

植栽活動

都立公園ボランティア（建設局）対象場所：都立公園

都立公園において花壇作りや草刈などの維持管理活動、清掃などを実施。平成18年度末現在、64公園で174団体、約13,000人が活動している。

都民との協働（都立公園予定地）（建設局）対象場所：都立公園予定地

大戸緑地、観音寺森緑地などの公園予定地において、雑木林などの維持管理を実施

自然と森林を守る大自然塾（建設局）対象場所：都立公園、多摩の森林

水元公園及び野山北・六道山公園において、東京の自然と森林を守り育てるボランティアを育成。修了生は、多摩の森林や都立公園内の樹林地保全活動に参加。

東京グリーンシップ・アクション（環境局）対象場所：保全地域



東京グリーンシップ・アクション

企業・NPO等と行政が連携して、保全地域で自然環境保全活動を実施。平成19年度（見込み）は24企業が44回の活動を実施。

保全地域ボランティア（環境局）対象場所：保全地域

市民団体等が草刈、間伐等の保全活動を実施。平成 19 年 4 月現在、27 地域で、25 団体が活動している。

自然公園ボランティア（環境局）対象場所：自然公園

国立・国定公園内における自然教室の企画運営、清掃・美化活動等を実施。奥多摩、御岳、高尾の各地域で平成 19 年 6 月現在 154 人が登録している。

サポート・レンジャー（環境局）

対象場所：自然公園

東京の貴重で豊かな自然を守るため、不法行為の防止や利用マナーの向上に取り組む東京都レンジャー 18 名（多摩・小笠原地域）をサポートするサポートレンジャーは、多摩地域で、東京都が実施する養成講座を修了した都民が登録。平成 18 年度末現在 118 人が登録している。



サポートレンジャーによる登山道補修

多摩の森・大自然塾（環境局）対象場所：多摩の森林

NPO と協働して、森林ボランティア活動により、森林の整備を進めるとともに、ボランティア活動に積極的、継続的に参加してくれる人材を育成。

わたしの森づくり事業（産業労働局）対象場所：都府林

八王子市裏高尾の木下沢（こげさわ）都府保健保安林で、NPO 等民間団体との協働による森づくりを実施。平成 20 年 2 月現在、6 団体が参加している。



間伐作業

多摩川水源森林隊（水道局）対象場所：多摩川上流域の民有人工林

荒廃が進む多摩川上流域の人工民有林を緑豊かな森に再生するとともに、水道事業における森林保全の重要性について理解を得るため、ボランティア主体による植栽・下刈・間伐・枝打などの森林保全活動と住民参加による学習活動を実施。平成 18 年度末現在 872 名が登録している。

(2) 都民・企業の参加による緑の東京募金

緑の東京募金（環境局）

都民や企業の関心を街路樹など貴重な緑の存在に向けるとともに、その緑を植え、育て、守る取組への参加を促す、行政との新しい協働の仕組みとして緑の東京募金を行い、緑のムーブメントを展開していく。

募金の広報、緑の東京募金実行委員会の運営、緑の東京募金基金への積み立てなどを行い、緑化事業を促進していく。

3年後の到達目標

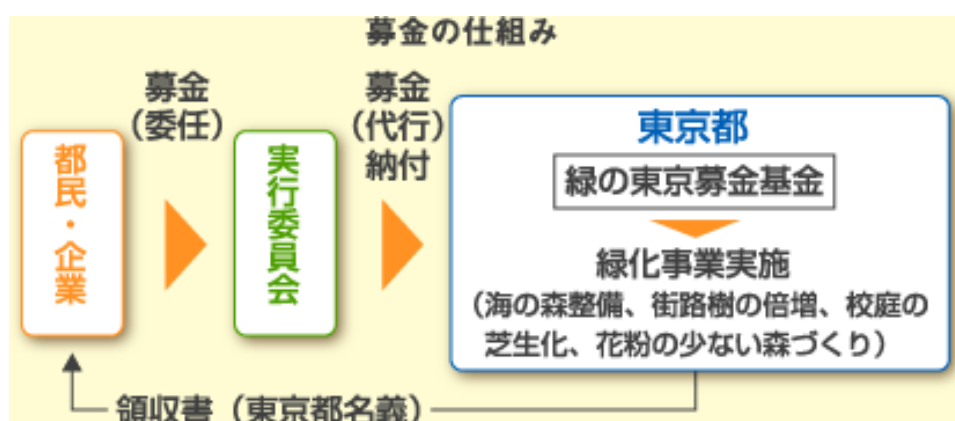
- ・ 都民や企業の参加により目標額 8 億円の達成
- ・ 海の森整備、街路樹の倍増、校庭の芝生化、花粉の少ない森づくりに募金を活用

<特徴>

- ・ 募金する際に、希望する緑化事業を選択
- ・ ホームページにて募金総額、協力していただいた方の氏名等を公表
- ・ 税制上の優遇措置

法人：寄附金の全額を損金算入可能

個人：所得税及び個人住民税から控除可能（法に定める限度額）



募金を活用する緑化事業

【海の森整備】

- ・都民、企業、NPO等が森づくりのために植樹する苗木等



【街路樹の倍増】

- ・道路の緑を増やすための街路樹の植栽



【校庭の芝生化】

- ・学校現場で張芝（補植用）の育成



【花粉の少ない森づくり】

- ・スギ林の伐採と花粉の少ないスギ等の植樹・保育



街路樹倍増のモデル事業による倍増イメージのPR（建設局）

街路樹倍増のモデルを内堀通りや東八道路に整備し、募金活動をPRしていく。（再掲P13）



街路樹倍増のイメージ

（3）民間事業者による自主的緑化の取組

民間による自主的緑化の促進（都市整備局）

3年後の到達目標：15ha

都市開発事業者と自主的な緑化の促進に向けた取組を進めるなど、自主的緑化に向けた働きかけや協力体制の整備を進める。

1百万円



社員住宅の屋上緑化事例

方針 街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実

東京には、これまで培われてきた皇居外苑や代々木公園などの一定規模の緑があります。これらを有機的に結びつけた緑のネットワークを形成することにより、潤いと安らぎの提供、美しい都市景観の創出、都市防災、生態系の保全など緑の効用を相乗的に高めることができます。

東京を緑あふれる都市に再生するためには、今ある緑のネットワーク化を推進していくとともに、新たな緑の創出に東京全体で取り組んでいく必要があります。

平成 20 年度は、緑のネットワークの根幹となる緑の拠点と拠点をつなぐ緑の整備を進めていきます。

3 年後の到達目標

- ・ 海の森に 7 万本の植樹（13ha の基盤整備）
- ・ 街路樹を 48 万本の 1.5 倍 70 万本に増加
- ・ 新たに 360ha（サッカー場 500 面）の緑を創出
都市公園 130ha、海上公園・水辺の緑化 30ha、
都市空間のすきま 140ha、公立小中学校等の校庭芝生化 60ha

（1）海の森の出現

海の森公園の整備（港湾局）

302 百万円

ゴミと建設発生土の埋立地を緑あふれる海の森とする。

平成 20 年度は、基盤整備 2 ha、都民等との協働により 0.9 万本の苗木の植樹を行う。

< 計画の概要 >

- ・ 位置：中央防波堤内側の東側部分（都心に海からの緑の風を送る東京港の玄関口）
- ・ 面積：約 88ha
- ・ 樹木数：高木の苗木 48 万本を都民等との協働により植樹
- ・ 概成：平成 28 年（平成 19 年から 30 年間で整備完了予定）

< 公園整備の特徴 >

臨海部から都心へ向かう風の道の起点となる森づくりを行う。

都内の公園や街路樹の剪定枝葉から協働により堆肥をつくるとともに、浄水場発生土や下水汚泥の熱処理加工品も利用して森の土をつくる。



海の森断面イメージ

浄水場発生土の有効利用の拡大（水道局）

浄水場発生土の有効利用を進めて、資源リサイクルの向上に努め環境への負荷を低減させる。（海の森にも活用）

汚泥資源化の拡大（下水道局）

スラジライトやスーパーアッシュ（改良型）の土木用資材への利用など焼却灰の資源化拡大を図る。（海の森にも活用）



焼却灰の粒度を調整した
スーパーアッシュ

（２）街路樹の倍増

街路樹の充実（建設局）

1,083百万円

既存道路における植栽の事業費

- ・ 新設道路での植樹、既存道路での高木間への植栽等により、街路樹の充実を図り、大規模公園など緑の拠点をつなぐ「グリーンロード・ネットワーク」の形成を図る。（再掲 P5、11）
- ・ 東京マラソンのコース沿道を集中的に整備していく。
- ・ 区市町村道の街路樹整備に緑化技術や苗木の確保などの支援をしていく。
- ・ 都内には平成 18 年度末現在、約 48 万 6 千本の街路樹が植栽されている。

<グリーンロード・ネットワークの形成・充実>



臨港道路等における街路樹の充実（港湾局）

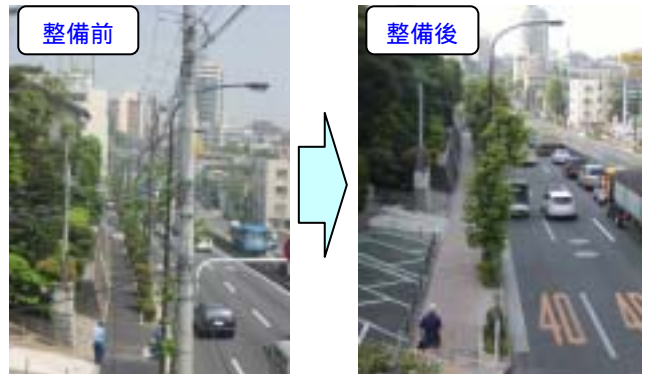
海からの風を呼び込むため、臨海部から都心部の緑の拠点を街路樹でつなぐグリーンロード・ネットワークを東京港内で形成していく。

無電柱化の推進（建設局）

7,835百万円

都市計画道路として完成している都道における無電柱化の事業費

- ・ 緑のネットワークと連携して、無電柱化を推進し、良好な都市景観の創出、安全で快適な走行空間の確保、都市防災機能の強化を図る。
- ・ 区市町村と連携した面的な無電柱化を推進する。
- ・ 平成 18 年度末現在、都道の地中化率は約 25% となっている。



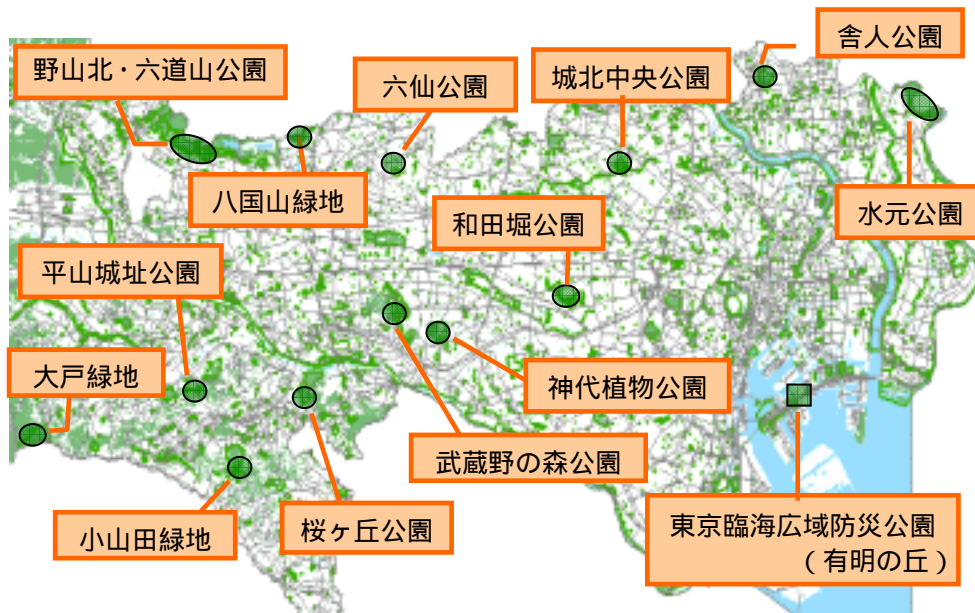
（3）都市公園の整備

緑のネットワークの拠点となる都市公園の着実な整備（建設局）

23,042百万円

- ・ 良好な自然の保全や緑の骨格を形成する都立公園を平成 22 年度末までに 70ha、平成 27 年度末までに 190ha 以上を開園する。
平成 20 年度は、30ha 以上を開園する。
都立公園は平成 18 年度末までに約 1,815ha が開園されている。
- ・ 身近な緑の拠点となる区市町立公園への支援を強化し、平成 22 年度末までに 55ha、平成 27 年度末までに 110ha 以上を開園する。
区市町村立公園は平成 18 年度末までに約 3,204ha が開園されている。

<平成 22 年度末までに 1ha 以上面積拡大する主な都立公園>



障害者による地域緑化推進事業（福祉保健局）

区市町村が、障害者就労支援の一環として、公園等の公共空間における植栽や屋上緑化など、都内の緑を創出する事業に取り組むことを支援する。

（４）海上公園の整備

海上公園の整備（港湾局）

76百万円（「海の森公園の整備推進」を除く）

臨海部から都心へ向かう緑の風の道をつくりだすため、海の森公園を中心とした海上公園の整備を4つの柱により進める。

海の森公園の整備推進（再掲）

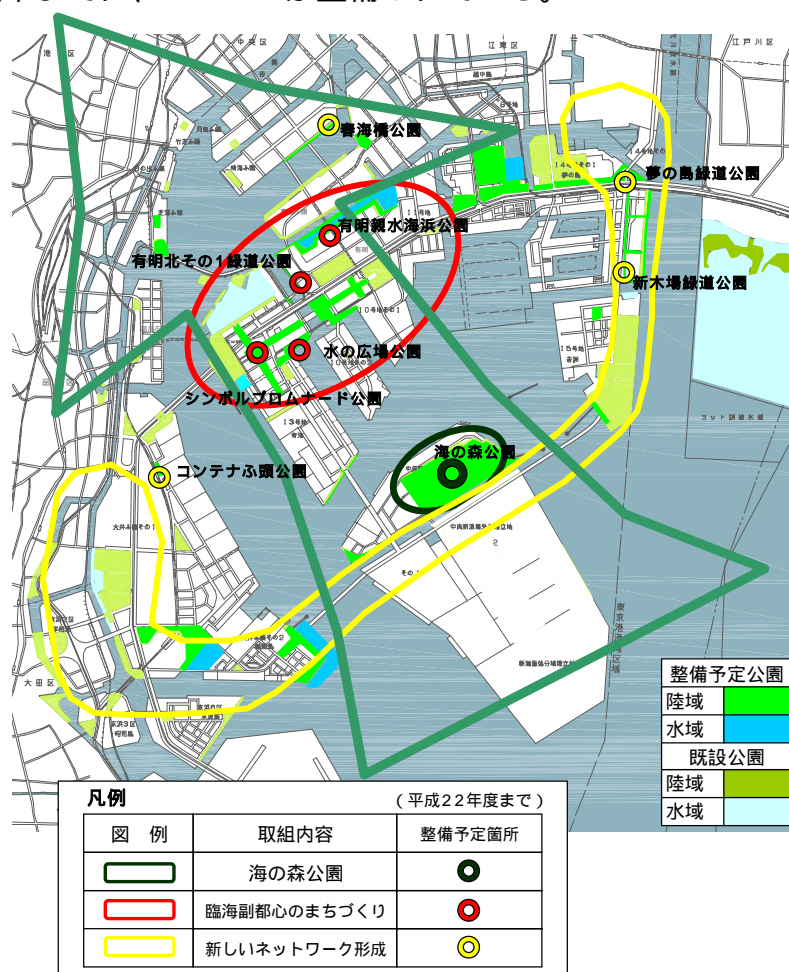
海の自然再生に資する

臨海副都心のまちづくりと連動する

新しいネットワークの形成を図る

平成22年度末までに14haの整備を行う。（「海の森公園の整備推進」を除く）

平成18年度末までに、782haが整備されている。



(5) 水辺の緑化

魅力ある水辺空間の創出（水辺空間の緑化の推進）（建設局）

700百万円

整備済河川における緑化の事業費

整備済の河川や、堤防、護岸等の整備に合わせ、水辺を快適に散策できるよう、堤防、管理用通路などを緑化する。

平成20年度は、3haの緑化を行う。

平成19年度末（見込み）で69haが緑化されている。

下記の「緑の水辺空間ネットワークの創出」と合わせて、平成22年度までに14haの新たな緑を創出する。



緑の親水回廊化



ツタによる護岸の緑化

緑の水辺空間ネットワークの創出（港湾局）

東京港運河における内部護岸の整備等に合わせ、水辺を快適に散策できるように、地元区と連携し、遊歩道などの緑化を推進する。

平成18年度末現在、4haが緑化されている。



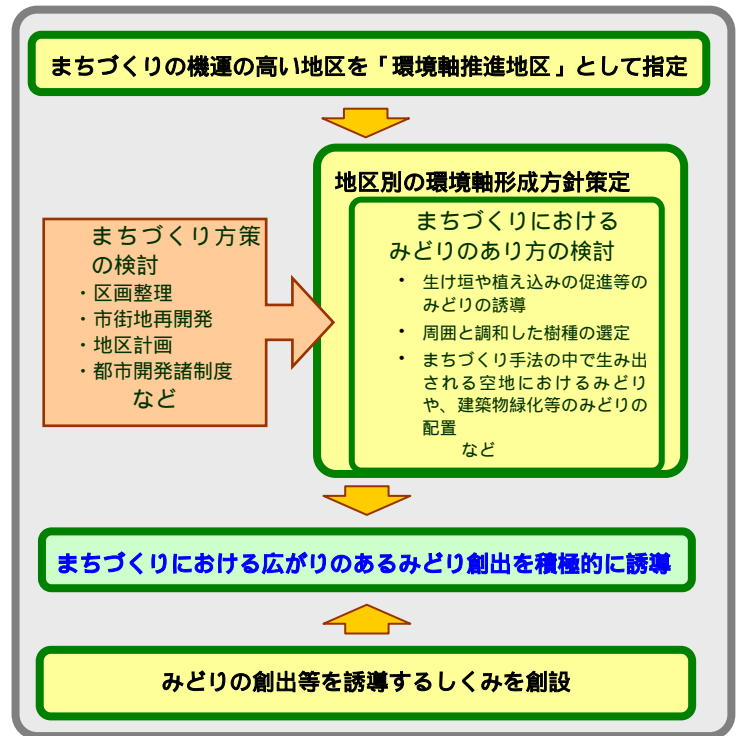
運河の緑化整備

(6) 環境軸 = みどり豊かな都市空間のネットワーク

環境軸の形成(都市整備局)

10百万円

道路整備などに合わせ周辺のまちづくりの中で厚みと広がりのある新たな緑を創出するため、地元区市町村や関係事業者などとの検討体制を構築し、平成20年度は環状2号線など地区別の環境軸形成方針策定に向け、土地利用や植生等の現況調査を実施する。



環境軸推進地区

(平成19年8月現在)

環状2号線(臨海地区)
府中所沢線(国分寺地区)
調布保谷線(深大寺地区)
新青梅街道
白子川(練馬地区)



環境軸の将来ネットワークイメージ図

方針 校庭芝生化を核とした地域における緑の拠点づくり

子どもたちの身近に新たな緑を創出するため、公立小・中学校はもとより、幼稚園、保育所、私立学校等の校庭・園庭の芝生化を進めていきます。

また、校庭・園庭の芝生化を推進し、かつその取組を継続的なものとしていくためには、児童・生徒や教師の熱意、あるいは保護者や町会など地域の理解と協力が不可欠であり、さらには校庭芝生化に熟知した専門家の助言が重要なポイントとなります。

平成 20 年度は、こうした校庭芝生化を進める支援体制の構築などの取組を実施いたします。

(1) 学校等の校庭芝生化の推進

3 年後の到達目標

- ・ 公立小中学校 校庭芝生化 260 校 50ha
- ・ 都立学校芝生化 約 7 ha
- ・ 私立学校、公・私立幼稚園、保育所の芝生化 約 5 ha

公立小中学校運動場芝生化補助事業（環境局）

2,059 百万円

- ・ 公立小中学校校庭を芝生化するための整備費等を補助する。平成 20 年度は、75 校で実施する。
- ・ 更新作業、播種など専門的維持管理に対する区市町村への補助を実施する。
- ・ 平成 19 年度末（見込み）で、76 校 9.6ha が芝生化されている。



芝生化された校庭



芝生の上を走る子どもたち

都立学校の環境改善（芝生化）（教育庁）

137 百万円

都立学校全体で平成 27 年度までに約 23ha の校庭芝生化を実施する。

平成 20 年度は、10 校程度、2.4ha で実施する。

平成 19 年度末（見込み）で、23 校 7 ha が芝生化されている。

私立学校緑化推進補助事業（環境局・生活文化スポーツ局）

88 百万円

私立幼稚園、小中学校、高校へ芝生化を展開するための取組を実施する。

平成 20 年度は、幼稚園 4 園でモデル事業を実施する。

公立幼稚園への芝生化の展開（環境局）

10百万円

公立幼稚園へ芝生化を展開するための取組を実施する。

平成20年度は、1園でモデル事業を実施する。



幼稚園の芝生化事例

認可保育所への芝生化の展開（環境局・福祉保健局）

19百万円

保育所等へ芝生化を展開するための取組を実施する。

平成20年度は、認可保育所2所で実施する。

（2）校庭芝生化への普及・支援策

3年後の到達目標

- ・校庭グリーンキーパー 60人派遣
- ・芝生リーダー1校あたり1人、計400人養成
- ・東京芝生応援団で学校現場の取組支援

校庭グリーンキーパー登録・派遣、芝生リーダー養成事業（環境局）

21百万円

- ・区市町村等への技術支援として、サッカースタジアムや競技場関係者などの芝生の専門家を校庭グリーンキーパーとして登録し、電話相談や現場の要請に基づく派遣を実施する。平成20年度は、校庭グリーンキーパー登録講習会を実施、10名程度の登録を行う。
- ・芝生の維持管理に関する地域のとりまとめ役となる芝生リーダーを養成していく。平成20年度は、芝生リーダー100人を養成する。



校庭グリーンキーパーによる指導



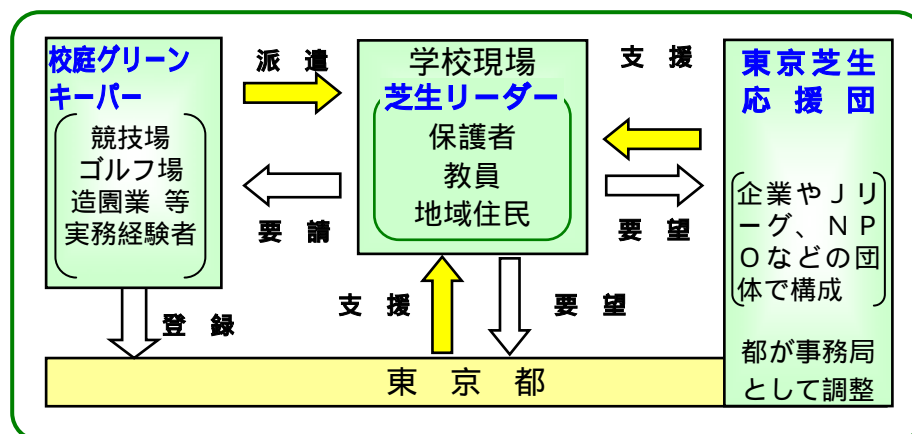
東京芝生応援団の支援活動

東京芝生応援団の結成、校庭芝生化に関する広報・普及啓発（環境局）

10百万円

企業、団体、NPO等の支援が学校現場に的確に反映されるよう東京芝生応援団を結成し、学校や地域を支援していくとともに、校庭芝生化の積極的な普及啓発を実施する。（再掲 P5）

< 校庭芝生化を進める地域とのつながり >



芝草品種の研究、校庭芝生化技術に関する資料集等作成

（環境局・産業労働局）

- ・ 農業試験研究機関等と連携して、校庭芝生化に適した芝草品種等に関する調査研究を行う。
- ・ 校庭芝生ガイドライン及び都内校庭芝生事例集の内容を充実させる。



冬芝の品種

地域と連携した校庭の芝生化の取組（教育庁）

1百万円

地域教育推進ネットワーク東京都協議会と東京芝生応援団との協力により、学校現場と地域との協働のしくみづくりや、子どもの体力向上に取り組む。

方針 あらゆる工夫による緑の創出と保全

緑をより身近なものとして実感し、その利益を享受できるようにするためには、あらゆる空間において緑を創出していくとともに、良質で、日常的に親しむことのできる緑を増やすことが重要です。

一方で、都会の貴重な緑である農地や屋敷林などの既存の緑地は喪失の危機に瀕しており、これを守っていくことが喫緊の課題となっています。

そのためには、都民、企業、行政が一体となって、あらゆる工夫により緑の創出と保全に取り組んでいかなければなりません。

平成 20 年度は、緑を創出・保全する制度を強化するとともに、都庁の率先行動を本格化する取組などを実施いたします。

(1) あらゆる都市空間の緑化

1) 制度の強化・構築・普及

3 年後の到達目標：110ha

緑化計画書制度の強化（環境局）

14 百万円

- ・ 建築物の新築・増改築時の緑化を推進するため、緑化基準を引き上げるなど、自然保護条例に基づく緑化計画書制度の強化を図る。
- ・ 「駐車場緑化ガイドライン」を策定し、駐車場の緑化指導を行う。

緑化計画書制度と公開空地等のみどりづくり指針との連携（都市整備局）

緑化計画書制度と公開空地のみどりづくり指針とを更に連携させ、景観や周辺の街並みに配慮した快適で安全かつ美しい空間の創出により緑のネットワークの確保を図る。

緑地評価制度（環境局）

9 百万円

緑化の優秀な計画や事例について認定・評価する制度を構築することにより、質の面でも高いレベルの緑を創出していく。

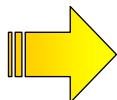
「CO₂削減」「緑化促進」に向けた都市開発諸制度の活用

(都市整備局) 10百万円

都市開発諸制度を活用する都市開発において緑化促進を誘導するため、屋上や空地の緑化の程度に応じ割増容積を増減させるなど、メリハリのある評価を導入する。



緑化の量、質とも更なる
充実が望まれる空地



緑化の量、質とも充実した空地

2)既存建築物の屋上緑化

既存建築物における屋上緑化の先導的モデル事業(環境局)

20百万円

先導的なモデルとなる既存建築物における屋上緑化等に対し施工費用の一部を補助する。



屋上緑化したデパート

都独自の政策的な税制の検討(主税局)

緑地評価制度に基づき屋上緑化を促進する都独自の税制度について検討を行う。

3)都庁の率先行動

3年後の到達目標：10ha

未利用都有地の緑化（財務局）

緑化を条件として未利用都有地を貸付するなどにより緑化を推進する。



未利用都有地

都立施設の緑化のガイドラインの策定（環境局）

「都有施設省エネ・再エネ等導入指針」において、周辺や建物構造などにも配慮した緑化のガイドラインを定め、都立施設の緑化を積極的に進める。

都税事務所等の緑化（主税局）

都税事務所等の駐車場や屋上等を利用し、緑化の推進を図る。庁舎の壁面等を利用した壁面緑化の導入を検討する。

中防合同庁舎等の緑化（環境局）

50百万円

中防合同庁舎等の施設の壁面・屋上等を緑化整備する。

東京都監察医務院における省エネ・省コストの推進と環境に配慮した施設整備

（福祉保健局）42百万円

監察医務院建替え時に屋上緑化等を実施する。

子ども家庭総合センター（仮称）の緑化（福祉保健局）

新設する子ども家庭総合センター（仮称）を緑化する。

健康危機管理センター（仮称）の緑化（福祉保健局）

88百万円

健康危機管理センター（仮称）を整備する際に、外構、壁面緑化等を実施する。



新棟建設イメージ

都立児童福祉施設等の緑化（福祉保健局）

都立児童福祉施設等の緑化を推進する。

都立病院施設等の緑化（病院経営本部）

10百万円

都立病院にプランターを設置するなど緑化を推進する。

市場施設・敷地の緑化（中央卸売市場）

24百万円

市場施設の屋上緑化及び接道部の緑化を図る。

港湾区域における緑の拡充（港湾局）

ふ頭の緑化を促進し、CO₂削減に寄与するとともに、みどりある港の景観形成を促進する。

荒川線沿線の緑化（交通局）

沿線各区、各種団体と協力し、軌道敷の可能な箇所について、緑化を進める。



荒川線沿線の緑

水道局施設の屋上等緑化（水道局）

19百万円

浄水場等の水道局施設を対象に屋上等緑化を推進する。



東村山浄水場薬品管理棟屋上



砧浄水場膜ろ過施設棟屋上

水再生センター等施設内緑化の拡大（下水道局）

78百万円

水再生センターなどの屋上緑化、壁面緑化、敷地内緑化の拡大



屋上緑化事例



壁面緑化事例

都立学校の環境改善（緑化）（教育庁）

107百万円

校舎の屋上、壁面や敷地の空きスペースを活用し、23区に所在する全ての都立学校で緑化を推進する。

警察署庁舎の緑地スペースの確保（警視庁）

18百万円

警察庁舎建築の際の緑地創出

都営住宅の建替に併せた緑地の整備・景観施策等と連携した質の高い緑の創出

（都市整備局）

既存都営住宅の建替えに伴い、従来以上の緑を創出するとともに、周辺とのみどりのネットワークを形成する。

（2）緑の保全

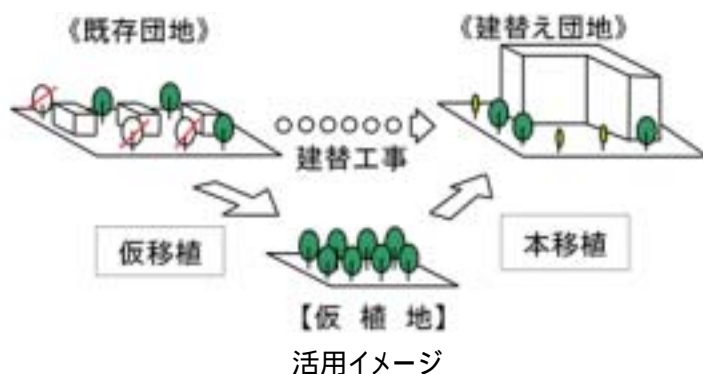
1)市街地の緑の保全

自然保護条例に基づく開発許可制度の強化（環境局）

樹林地、草地、農地等の自然地を含む一定規模の土地を開発する場合の緑地基準の強化を図るなど、自然保護条例における開発許可制度を強化する。

都営住宅建替に伴う既存樹木の活用（都市整備局）

建替に伴い支障となる樹木について移植プログラムを構築し、建替の事業計画に盛り込み運用することで、風格ある緑の保全及び活用を図る。



2)農地の保全

生産緑地地区指定の促進（都市整備局）

都市の農地の保全に向けて、一定の条件の下、生産緑地地区の指定を拡大するため、面積要件の引き下げなどを国に提案要求するとともに、区市との連携により生産緑地地区の指定を促進していく。平成18年度末現在、3,655haが指定されている。

身近な緑（生産緑地）の保全に寄与する小規模区画整理の推進

（都市整備局）1百万円

生産緑地等の保全を促進するため、区画整理手法による農地の集約化や地区内道路などの整備に向けた普及啓発を行う。

“東京の緑”地産地消プロジェクトの推進（産業労働局） 324百万円

緑の産直システムの整備により都内生産者からの緑化苗木の供給を拡充するとともに、新たな都市緑化技術の開発に取り組む。



緑化苗木の生産畑

緑を守る都市と農業の共生プロジェクトの推進（産業労働局） 3百万円



都市と共存する農地

農業体験農園や学童農園など、都民と農業者の協働を図るため、区市の「都市と農業が共生するまちづくりモデルプラン」の策定を支援する。

3)丘陵地・森林の緑の保全

保全地域の指定促進（環境局）

1,440百万円

自然保護条例に基づく、保全地域の指定を促進し、丘陵地や山地等に残された貴重な緑を、地元自治体等と連携のもと、保全していく。平成19年末現在、46地域約740haが指定されている。



横沢入里山保全地域(あきる野市)



特別緑地保全地区の指定促進（都市整備局）

- ・ 屋敷林など豊かな緑の維持・保全に向け、区市町村との連携により総合的な方針を定めて保全に取り組んでいく。また、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を、区市町村と連携し、促進する。平成18年度末現在、18箇所、約97haが指定されている。
- ・ 風致地区の現況、制度趣旨を踏まえ、良好な自然的景観の確保に努めていく。

東京都レンジャー制度の充実（環境局）

78百万円

東京の自然を守るために、多摩地域と小笠原地域で18名が活動している東京都レンジャーについては、地域との連携を強化し、レンジャー業務の技術・ノウハウ等の継承を確実に行うなど、レンジャー制度を充実させ、自然の適正利用・管理の実現、都民の自然環境保全に係る意識の向上を図っていく。

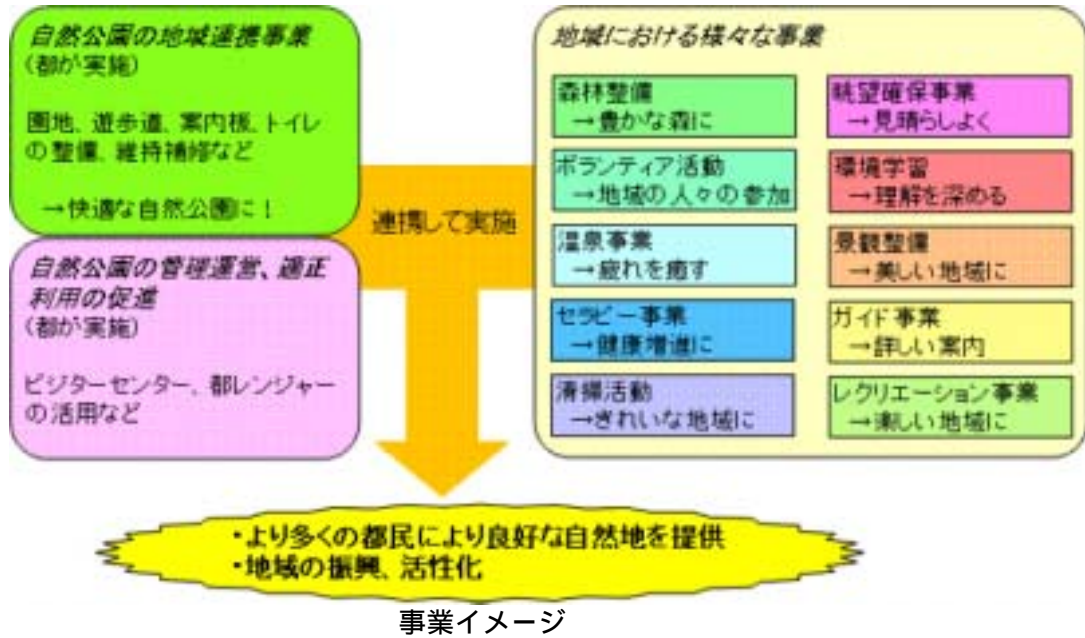


レンジャーの活躍

「自然の力・東京」事業（環境局）

8 百万円

自然公園の整備事業などにおいて、地元自治体等と連携した取組により、都民へ良質な自然環境の提供を実現し、地域の振興、活性化を推進する。



森林の公益的機能を回復させる多摩の森林再生事業（環境局）

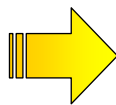
4 1 7 百万円

荒廃が進んでいる多摩のスギ・ヒノキの人工林の間伐を行い、森林の公益的機能の回復を図る。

平成 14～18 年度までに、3,505ha の間伐を行っている。



間伐前



間伐後

花粉を削減し針広混交林化を促進する花粉対策事業（枝打ち事業）

（環境局）2 3 4 百万円

森林再生事業を実施した後、数年後に枝打ちを行い直接花粉を除去するとともに針広混交林化を促進する。

シカ被害地対策（産業労働局）

105百万円



シカ生息状況

- ・ 東京都、埼玉県、山梨県で森林被害協議会を設立し、シカの共同捕獲等を実施する。
- ・ シカ被害により崩壊の恐れが強い森林を復旧・再生するため、植栽や防護ネット設置などを実施する。なお平成22年度までに緊急対策として、30haの復旧を行う。

スギ花粉発生源対策（産業労働局）

- ・ 花粉の発生源となっているスギ林の伐採と花粉の少ないスギ等の植栽により、花粉の少ない森づくりを推進する。（再掲P6）
- ・ 伐採した木材の流通を促進するため、合板工場施設や木材加工施設を整備する。

多摩産材の利用拡大（産業労働局ほか）

- ・ 多摩産材のよさをPRするため、提案公募による普及策（展示ルーム設置等）を展開する。（27百万円）
- ・ 多摩産材の需要を拡大し森林産業の活性化を図るため、都営住宅や都庁舎において活用を図るとともに、公立小中学校の内装等での利用拡大に向け検討する。

保安林の適正管理（産業労働局）

水源の涵養や土砂の流出防止など、公益的機能の高い森林を保安林として指定するとともに、適正な管理を通じて、良好な森林を保全していく。

平成18年度末現在、約17,914haが指定されている。

水道水源林の適正管理（水道局）

安定した河川流量の確保及び小河内貯水池の保全を図るため、良好な水道水源林の保護、育成を行う。

平成18年度末現在、水道水源林面積は21,630haである。

(3) 緑の仕組みづくり

水と緑の回廊形成の仕組みづくり(都市整備局)

30百万円

屋敷林などの樹林地や里山などを維持、保全していくため、区市町村との連携のもと総合的な方針を定めるとともに、生産緑地制度や市民緑地制度等の活用による農地的空間を確保する仕組みや、特別緑地保全地区等の都市計画的な手法による樹林地等の保全・活用、公有地を活用した公園の整備促進の仕組みなどの検討を行う。

平成20年度は、こうした取組みに向けて、今ある緑について、その属性、形態、由来等を分析し、類型化するなど、基礎的な調査を実施する。

みどりの総合的なデータベースの作成(都市整備局)

5百万円

みどりデータをGIS(地理情報システム)を用いて総合的なデータベースとし、みどりの種別変化や地域別変化等を簡単に把握できるようにする。



みどりのデータマップ

緑の指標調査(環境局)

21百万円

緑の東京10年プロジェクトの推進に資するために、東京の緑の現状を把握する。



オリンピックを日本に,2016年!